

■ ご請求前にご確認ください。

次の①②に該当する場合、当共済は共済金をお支払いしません。他、給付金を受け取れない事由については弊社パンフレット裏面及びご契約のしおり（約款）をご確認ください。

① 次の疾病の場合。但し、狂犬病以外は、獣医師の指導によって予防ワクチン接種等の有効な予防措置が講じられている場合、共済金をお支払いします。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・パルボウイルス感染症 | ・ジステンパー感染症 |
| ・パラインフルエンザ感染症 | ・伝染性肝炎 |
| ・アデノウィルス2型感染症 | ・コロナウイルス感染症 |
| ・レプトスピラ感染症黄疸型 | ・レプトスピラ感染症カニコウラ型 |
| ・フィラリア感染症 | ・汎白血球減少症 |
| ・カリシウイルス感染症 | ・ウイルス性鼻気管炎 |
| ・白血球ウイルス感染症 | ・ノミ・ダニ感染症 |
| | ・狂犬病 |

② 支払対象の治療費用から除外となる次の費用（抜粋）

※詳細は弊社ご契約のしおり（約款）5頁別表1をご確認ください。

- ・共済期間が始まる前から被っていたペットの傷病及び発症していた先天性異常又はその疑い
- ・免責期間中に発症した又は発症した疑いがあると認められた場合
- ・次に掲げる疾病及びこれらに起因する疾病。但し、その疾病の発症日がその予防措置の有効期限内であった場合及び獣医師の判断により予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除く。
- ・ペットの去勢と避妊並びにそれらによって生じた症状及び疾病
- ・疾病予防のための薬物投与・注射、美容整形、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、チェリーアイ、気管虚脱、猫免疫不全ウイルス感染症、てんかん、レッグペルテス、股関節形成不全、膝蓋骨脱臼、ノミ・ダニに起因するアレルギー、口腔内医療措置及び口腔内医療措置に起因する全ての処置、治療。及び肛門腺しぼりに関わる全ての治療
- ・健康体に行われた検査後に症状原因又は診断名が確定した場合、その検査費用（健康診断・定期検査等）
- ・入院中の食餌に該当しない食物及び療法食並びに獣医師が処方する医療品以外のもの（健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等）
- ・シャンプー、薬用シャンプー及び医薬品シャンプー及びイヤークリーナー（いずれも動物病院内で処置に用いられるものも含む）
- ・時間外診療費、夜間診療費及び往診料、ペットホテル又は預かり料、予防目的のための診療費（初診料・再診料）
- ・文書料、診断料、相談料、カウンセリング料、カルテ作成料

③ ①②に掲げる対象外疾病の疑いによる診療である場合、及び診療の結果対象外疾病が認められ、又はその疑いと診断された場合

保障内容にご不明な点がございましたら、お問い合わせください。